

# 犯罪被害給付制度について

内容

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族や、重傷病、障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度

被害者が死亡した場合

## 遺族給付金

支給額（最高額～最低額）

生計維持関係遺族がいる場合  
2,964.5万円～872.1万円  
生計維持関係遺族がいない場合  
1,210万円～320万円

犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合  
(上限額：120万円)

遺族

被害者が重傷病を負った場合

## 重傷病給付金

支給額（上限額：120万円）

負傷又は疾病にかかった日から1年間に  
おける保険診療による医療費の自己負担額  
+  
休業損害を考慮した額

重傷病  
加療1か月以上、かつ、3日以上入院（又は3日以上  
労務に服することができない程度の精神疾患）

被害者本人

被害者に障害が残った場合

## 障害給付金

支給額（最高額～最低額）

重度の障害（障害等級第1級から第3級までに  
該当する障害）が残った場合  
3,974.4万円～1,056万円

障害等級第4級から第14級までに該当する障害  
が残った場合  
1,269.6万円～18万円

## 重傷病給付金

医療保険制度内において有効性・安全性が確認された医療行為を医師が実施していることを前提として、医療費の自己負担額を基礎とし、重傷病給付金の支給額の算出が行われている。

## 障害給付金

PTSD（心的外傷後ストレス障害）のような非器質性精神障害が残った場合には、障害給付金の障害等級（通常は9級、12級、14級）に該当すると認められるときは、その障害の程度に応じて、障害給付金が支給される。